

他市場上場会社に係る上場制度の見直しに伴う
「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程の取扱い要領の一部改正新旧対照表	2
3. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	4

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所(法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。)に上場されている場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から前項までの規定にかかわらず、本所の別に定める書類を添付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年5月26日から施行し、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用する。</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第7項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) <u>上場申請を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書類を含む。)</u></p> <p>(2) <u>新規上場申請者の登記事項証明書</u></p> <p>(3) <u>定款</u></p> <p>(4) <u>最近2年間に終了する各事業年度に関する財務諸表</u></p> <p>(5) <u>最近1年間における各事業年度の事業報告書(会社法第438条第1項に基づき定時株主総会に提出された計算書類をいう。)の写し</u></p> <p>(6) <u>上場申請日の直前の事業年度に関する定時株主総会において会社法第156条第1項(同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による決議があった場合には、その議事録の写し</u></p> <p>(7) <u>その他本所が必要と認める書類</u></p>

有価証券上場規程の取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>8. 第3条（新規上場手続）第10項関係 <u>第10項に規定する「別に定める書類」とは、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>第3条第2項第1号から第3号まで、第6号及び2. (3) b、jに掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>法第24条の規定による「有価証券報告書」</u></p> <p>(3) <u>前(1)及び(2)に掲げる書類のほか新規上場申請者がQ-Boardへ申請する場合（申請日において国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合を除く。）には、第3条第2項第7号c、第8号aからcまで及び2. (3) oに掲げる書類</u></p> <p>(4) <u>その他本所が必要と認める書類</u></p>	<p>8. 第3条（新規上場手続）第10項関係 （新設）</p> <p>(1) <u>第4号の「最近2年間に終了する各事業年度に関する財務諸表」は、法第24条の規定による「有価証券報告書」をもって代用することができるものとする。</u></p> <p>(2) <u>第7号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。</u></p> <p><u>a 経理規程、原価計算規程、職務権限規程、営業管理規程、株式事務取扱規程、内部情報管理規程その他これらに類する諸規定の写し</u></p> <p><u>b 本所所定の「株式分布状況表」</u></p> <p>（新設）</p>
<p>11. 第6条（上場審査料）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請者の発行する有価証券が、既に国内の他の金融商品取引所に上場されている場合には、第6条に規定する本所が定める金額は<u>100万円</u>とする。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>11. 第6条（上場審査料）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請者の発行する有価証券が、既に国内の他の金融商品取引所に上場されている場合には、第6条に規定する本所が定める金額は<u>50万円</u>とする。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>
<p>17. 第12条の4（上場市場の変更審査料）関係</p>	<p>17. 第12条の4（上場市場の変更審査料）関係</p>

- (1) 第12条の4に規定する「本所が定める金額」は、100万円とする。
(2)～(4) (略)

付 則

この改正規定は、令和7年5月26日から施行し、改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用する。

- (1) 第12条の4に規定する「本所が定める金額」は、50万円とする。
(2)～(4) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>e (略)</p> <p><u>(3) 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。）に上場されている株券の発行者である場合であって、当該金融商品取引所への上場後の財政状態及び経営成績、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から本所が適当と認める場合には、前(2)に定める審査の全部または一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 新規上場申請者が外国会社である場合に、当該新規上場申請者の発行する株券等が、本所以外を主たる市場とするものであって、当該主たる市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する法制度及び規則の整備及び運営の状況等から本所が適当と認める場合には、</u></p>	<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p><u>(e) (a) から前 (d) までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が既に国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うこととする。</u></p> <p>e (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 新規上場申請者が外国会社である場合に、当該新規上場申請者の発行する株券等が、本所以外を主たる市場とするものであって、当該主たる市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する法制度及び規則の整備及び運営の状況等から本所が適当と認める場合には、</u></p>

(2) 及び前(4)に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(6) (2) から前(5)までの規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、(2) から前(5)までに掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(7) 第3項に規定する本所が定める期間は、本所が上場申請を受理してから3か月とする。ただし、前(3)の規定の適用を受ける場合は、当該期間を短縮することができる。

4. 第5条(Q-B o a r dの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a) ~ (f) (略)

(削る)

b ~ d (略)

(2) 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所(法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。)に上場されている株券の発行者である場合であって、当該金融商品取引

(2) 及び前(3)に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(5) (2) から前(4)までの規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、(2) から前(4)までに掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(6) 第3項に規定する本所が定める期間は、本所が上場申請を受理してから3か月とする。

4. 第5条(Q-B o a r dの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a) ~ (f) (略)

(g) (a) から前(f)までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が既に国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うこととする。

b ~ d (略)

(新設)

所への上場後の財政状態及び経営成績、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から本所が適当と認める場合には、前（１）に定める審査の全部または一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

（３） （略）

（４） （１）又は前（３）の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第１項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、（１）又は前（３）に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

（５） 第３項に規定する本所が定める期間は、本所が上場申請を受理してから２か月とする。ただし、前（２）の規定の適用を受ける場合は、当該期間を短縮することができる。

付 則

この改正規定は、令和７年５月２６日から施行し、改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用する。

（２） （略）

（３） （１）又は前（２）の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第１項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、（１）又は前（２）に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

（４） 第３項に規定する本所が定める期間は、本所が上場申請を受理してから２か月とする。